

例規の改正案について

1 6月に改正を予定している条例について（6月定例会議）

（1）芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について

ア 改正の趣旨

本町議会議員の議員報酬の適正化を図るため、月額報酬の改定を行うもの。

イ 改正の内容

議員報酬の月額について、各職責に応じた改定を行う。

職名	改正案（月額）	現行（月額）	増減額
議長	455,000 円	306,000 円	+149,000 円
副議長	384,000 円	244,000 円	+140,000 円
常任委員会委員長	356,000 円	224,000 円	+132,000 円
議会運営委員会委員長	356,000 円	224,000 円	+132,000 円
議員	300,000 円	204,000 円	+96,000 円

ウ 施行期日：令和9年5月1日

（2）町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について

ア 改正の趣旨

期末手当の支給回数及び支給対象期間の見直しを行い、支給制度の平準化及び適正な運用を図るもの。

イ 改正の概要

（ア）支給回数及び基準日の変更

年1回支給であったものを、年2回支給へ変更する。

改正後：5月1日及び11月1日（年2回）

現行：4月30日（年1回）

（イ）算定期間の短縮

基準日における在職期間の算定対象を、直近6箇月以内に改める。

改正後：基準日前6箇月以内の在職期間に応じた割合（230%、138%、69%）

現行：基準日を含め12箇月以内（410%、246%、123%）

(ウ) 支給日の変更

支給基準日の変更に伴い、支給日を年2回とする。

改正後：5月21日及び11月21日

現行：5月21日

(エ) 任期满了者特例の規定

任期满了により退職した者に対し、任期满了日直後の基準日に在職したものとみなして期末手当を支給する規定を新設する。

ウ 施行期日及び適用区分

施行期日：令和9年5月1日

経過措置：令和9年5月21日に支給する期末手当については、改正前の規定を適用し、その他の規定は施行日以後の基準日から適用する。

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。